

府総合労働事務所「労働相談」のご利用を

府では、職場でのトラブルを防止するため、労働契約や労働条件に関する問題、労働組合や団体交渉に関する問題、職場のハラスメント（セクハラやパワハラなど）に関する問題、就業規則や人事労務管理に関する問題など、働く人や使用者からのさまざまな労働相談について次の窓口で受け付けています。

●府総合労働事務所（大阪市中央区石町2丁目5の3エル・おおさか南館3階）

・労働相談〔☎06(6946)2600〕

・セクハラ相談〔☎06(6946)2601〕

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設（ただし、第1・2・3・5木曜日は午後8時まで受け付け）

●南大阪センター（堺市西区鳳東町4丁390の1泉北府民センタービル2階）

・労働相談〔☎072(273)6100〕

・セクハラ相談〔☎072(273)6321〕

とき 月～金曜日、午前9時～午後5時45分に開設（ただし、第4木曜日は午後8時まで受け付け）

※いずれも、あらかじめ職員による相談を経た上で事前予約により、弁護士や社会保険労務士による相談も実施しています。

※セクハラ相談については、女性が相談しやすいよう女性相談員も配置しています。

問い合わせ 府総合労働事務所〔☎06(6946)2600〕

今月の相談		気軽にご相談ください。相談は全て無料です。		
	日 程	時 間	場 所	予 約・その他
法 律 相 談	毎週水曜日 第1・3水曜日	午後1時～4時 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 金剛連絡所	要予約（内線182）、定員6人（第4水曜日は12人）、祝日を除く、1年間で1回利用可
市 民 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所1階7番窓口	電話相談も可（内線182、185）、祝日を除く
行 政 相 談	15(木)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	国への要望や苦情などを行政相談委員に相談
司法書士相談	20(火)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	要予約（内線182）、定員6人、1年間で1回利用可
人権なんでも相談	23(金)	午後1時～4時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、人権擁護委員による相談、問い合わせ（内線472）
女性のための電話相談	2(金)、9(金)、20(火)、27(火)、3/2(金)	午前10時～午後2時		〔☎(23)0567〕、問い合わせ（市役所内線474）、女性の相談員による相談
女性の悩み相談	8(木) 16(金)	午前10時30分～午後0時30分 午後1時30分～4時30分	すばるホール3階男女共同参画センター 市役所5階502会議室	定員4人 定員5人 要予約（市役所内線474）、女性カウンセラーによる相談 ※8(木)は午後3時30分まで
人 権 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市人権協議会	事前予約も可〔☎(24)3700〕、電話相談も可、祝日を除く
生 活 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	（人権文化センター内）	
保育士による育児相談	第2・4水曜日	午後1時～3時	レインボーホール（市民会館）2階	要予約〔☎(26)1233〕、定員3組、祝日を除く
ひとり親家庭相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206）、祝日を除く
家庭児童相談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	こども未来室	電話相談も可（内線206～208）、祝日を除く
発 達 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	こども未来室	要予約、電話相談も可（内線206、207）、祝日を除く
子 育 て 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時	児童館	電話相談も可〔☎(25)0666〕、祝日を除く
健 康 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	保健センター	要予約〔☎(28)5520〕、生活習慣病や栄養・禁煙などについての相談
福祉なんでも相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	総合福祉会館、かがりの郷	コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関するあらゆる相談、祝日を除く
市民公益活動相談	月～金曜日	午前9時～午後9時	市民公益活動支援センター	要予約〔☎(26)7887〕、祝日を除く ※ただし、事前予約により土・日曜日、祝日の相談も可
農 業 相 談	5(月)、3/5(月)	午後1時～3時	市役所4階農業委員会	事前予約も可（内線444）
商 工 相 談	月～金曜日	午前9時～午後5時15分	商工会館2階	経営指導員などによる相談〔☎(25)1101〕、祝日を除く
商工法律相談	13(火)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
経 営 相 談	14(火)	午後1時30分～4時50分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
日本政策金融公庫相談	14(火)	午後1時30分～3時30分	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
税理士による税務相談	9(金)	午後2時～4時	商工会館2階	要予約〔☎(25)1101〕
消 費 者 相 談	月～金曜日	午前9時～正午 午後1時～4時	市役所1階市民相談室 （消費生活センター）	電話相談も可（内線186）、専門相談員による相談、祝日を除く、消費者ホットライン〔☎(局番なし)188〕
就労支援相談	月～金曜日	午前9時～午後5時	市就労支援センター（人権文化センター内）	就労支援コーディネーターによる雇用・就労についての相談、祝日を除く、問い合わせ 市人権協議会〔☎(24)3700〕
お出かけ就労支援相談	27(火)	午前9時30分～正午	市役所4階A会議室	
若者の就労相談	21(火)	午後1時～4時	市役所4階A会議室	要予約、南河内若者サポートステーション〔☎(26)9441〕
労働相談	8(木)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線187）、社会保険労務士による相談、問い合わせ（内線481）
障がい者就業・生活相談	19(月)	午後2時～5時	市役所1階市民相談室	当日電話相談も可（内線199）専門相談員による相談（就職のあっせんはしません）、問い合わせ（内線481）
引きこもり相談	22(木)	午後1時～2時30分 午後2時30分～4時	トピック Topic（きらめき創造館）	要予約〔☎(26)8056〕、定員各1人、カウンセラーによる相談
進路相談（奨学金）	月～金曜日	午前9時～午後5時30分	市役所3階教育指導室	当日電話相談も可（内線364）、水曜日は専門相談員による相談、祝日を除く



募集

保健センターアルバイト募集

職種 助産師、保健師、看護師、保育士

※勤務時間や業務内容など、詳しくはお問い合わせください。

申し込み 事前に電話で連絡の上、履歴書に資格証明書の写しを添えて保健センター ☎(28)5520 へ

市立休日診療所アルバイト募集

職種 看護師

※勤務時間や業務内容など、詳しくはお問い合わせください。

申し込み 事前に電話で連絡の上、履歴書に資格証明書の写しを添えて保健センター ☎(28)5520 へ

けあばる非常勤登録 ホームヘルパー募集

勤務形態 直接自宅から対象者宅を訪問しケアする直行直帰制

※勤務時間など、詳しくはお問い合わせください。

対象者 介護職員初任者研修以上修了者(同等以上可)、もしくはガイドヘルパー資格取得者

申し込み 月～土曜日(祝日は除く午前9時～午後5時)に、けあばる ☎(28)8633 へ

富田林病院看護助手募集

職種 看護助手(パート職員)

※勤務形態や申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 富田林病院総務課 ☎(29)1121・Eメール jinji@tonbyo.org

※見学も随時受け付けています。



上下水道

悪質な訪問販売にご注意を

最近、市から委託されたような口ぶりで水質調査をし、浄水器を販売したり、水道管を清掃したりする事案が多く発生しています。

市が各家庭を訪問し、浄水器の販売や、上下水道の調査・工事などをすることはありません。

必要でない場合や不審に感じた場合は毅然とした態度で断ってください。

また、「だまされたかな」と思われる人は消費者相談をご利用ください。

問い合わせ 上下水道総務課(内線254)、市消費生活センター(内線186)

水道管の凍結にご注意を!

気温が氷点下になると、水が凍り水道管が破裂することがあります。

次のような場合は特に注意してください。

- ・水道管がむき出しになっている
- ・水道管が家の北側にある
- ・水道管に風が強くと当たる
- ・低温注意報が発表されたとき

●凍結を防止するには

水道管や蛇口などを保温材・毛布などで包み、その上からビニールを巻き保護しましょう。

●水道管が凍ったときには

タオルなどを巻きつけ、その上からゆっくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯を直接かけないでください。

●水道管が破裂したときには

止水栓を閉め、水を止めて修繕を申し込んでください。

また、止水栓の位置はあらかじめ確認しておきましょう。

※水道の修繕は、市管工事業協同組合 ☎0120(032)497 へ(月～金曜日の午前9時～午後5時30分)。その他の時間帯および土・日曜日、祝日、年末年始は市役所直室 ☎(25)1000 へご連絡ください。

問い合わせ 水道工務課(内線257、295)



相談

年金相談

日本年金機構による年金相談を実施します。

とき 2月8日(木)、午前10時～正午、午後1時～4時

ところ 市役所地下904会議室

持ち物 年金手帳、年金証書、ねんきん定期便など

申し込み 2月7日(水)までに、保険年金課(内線170)へ

行政書士無料相談



行政書士会南大阪支部による、行政書士無料相談を実施します。

とき 2月17日(土)、3月17日(土)、午後1時30分～4時30分

ところ レインボーホール(市民会館)

内容 相続、遺言、成年後見制度、交通事故、離婚、不動産などの賃貸借・売買、各種許認可などに関する相談

申し込み 2月6日(火)～、濱田さん(同会南大阪支部) ☎(50)1110 へ(日曜日を除く午前10時～午後6時)

不動産に関する無料相談

「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」と「(公社)全日本不動産協会大阪府本部大阪支部」が連携し、不動産に関する無料相談を実施します。

とき 3月1日(木)、午後1時～4時

ところ 市役所1階市民相談室

内容 住宅の購入や賃貸マンションの契約など不動産を安全に取引するための事前相談

定員 6人

申し込み 2月6日(火)～28日(土・日曜日、祝日は除く午前9時～午後4時)に、「大阪府宅地建物取引業協会南大阪支部」 ☎072(958)3005 へ(申し込み先着順)

ワンポイント！介護講習会 「排泄介助について～オムツ交換とポータブルトイレ編～」

在宅で介護をしている人や在宅介護に興味がある人を対象に、適切な介護方法を習得してもらえるよう、実技を中心とした講習会を開催します。



とき 2月16日(金)、午後2時～3時30分(午後1時30分～受け付け)

ところ レインボーホール(市民会館)
※駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

内容 オムツ交換の介助方法、ポータブルトイレの種類や取り扱いについての講義など

定員 30人

参加費 無料

申し込み 2月15日(木)までに、高齢介護課(内線197)へ(申し込み多数の場合抽選)

膝腰痛改善教室

とき 2月23日(金)、3月2日(金)、9日(金)、午後1時30分～3時30分(全3回)

ところ けあばる

内容 整形外科医による講義、普段から取り組める簡単な運動や食事のポイントを紹介

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 25人 **参加費** 無料

申し込み 2月13日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

認知症予防教室

とき 3月9日(金)、16日(金)、23日(金)、30日(金)、午前9時45分～11時45分(全4回)

ところ けあばる

内容 認知症に関する講義、認知症を予防するために効果的な運動や口腔ケア、食事、音楽など

対象者 市内在住で65歳以上の人

定員 30人 **参加費** 無料

申し込み 2月27日(火)までに、ウエルネスけあばるへ(電話申し込み可)
※申し込み多数の場合抽選。ただし、初めて参加される人を優先します。

ひきこもりシンポジウム ～ひきこもりから社会参加への道、家族・社会にできること～

子どもがひきこもりになったとき、どのように関わればよいか考えるシンポジウムを開催します。

一人で悩まず、一緒に考えましょう。

とき 3月4日(日)、午後1時30分～4時(午後1時開場)

ところ T o p i c (きらめき創造館)

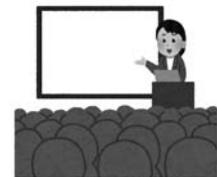
内容 石川 良子さん(松山大学人文学部社会学科准教授)による講演会「『ひきこもり』をどう理解し、支援するか」、ひきこもり支援機関などによる交流会

対象者 ひきこもりの子ども・若者やその家族、支援者など

定員 50人

参加費 無料

申し込み 2月6日(火)～、生涯学習課(☎(26)8056)へ(申し込み先着順)



広報とんだばやしをスマホで読もう！

～無料アプリ  マチイロ で配信しています～

自治体の広報誌などを配信する無料アプリ「マチイロ」を利用して、スマートフォンやタブレット端末で、「広報とんだばやし」をいつでもどこでも手軽に読むことができます。

■「マチイロ」の主な特徴

- ・市ウェブサイト接続しなくても、アプリで広報誌を読むことができます。
- ・最新号が発行されると、アプリを通じてお知らせします。
- ・表示画面をスワイプ(指で画面をなぞる操作)することで簡単にページめくりができます。



・表示画面をピンチ(2本の指で画面を広げる操作)で拡大・縮小できるので、文字や画像を読みやすいサイズにすることができます。

・スクラップ機能があり、気になる記事はメール添付やSNSの投稿などに利用できます。

■「マチイロ」の利用方法

①右記QRコードを読み取るか、App StoreもしくはGoogle Playで「マチイロ」と検索し、アプリをダウンロードしてください。



②アプリを起動し、簡単な個人設定をしてください。

※アプリのダウンロードおよび利用は無料ですが、通信費は利用者負担となります。

※アプリ内に広告が表示されますが、市とは関係ありません。

問い合わせ 情報公開課(内線326)





国民年金

確定申告には「社会保険料控除証明書」などが必要です

国民年金保険料は、納付した全額が所得税などの社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するには、1年間に納付した保険料額を証明する書類などの提出が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から10月2日までに納付した保険料の額を証明する社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が、日本年金機構本部から29年11月上旬に送付されています。

確定申告には、この証明書と10月3日から12月31日までに納めたことを確認できる「領収書」などの添付が必要です。また、年の途中から国民年金に加入した場合などで、10月3日以降に初めて保険料を納めた人には、2月上旬に証明書が送付されます。

なお、ご本人の保険料だけでなく、配偶者やご家族の保険料を納付した場合も、その納付額全額が納付した人の控除対象となります。

そのため、確定申告の際に、ご本人の保険料額と合算して申告することができます（その場合、配偶者、ご家族分の証明書も一緒に添付する必要があります）。

問い合わせ ねんきん加入者ダイヤル（ナビダイヤル）☎0570(003)004、IP電話からは☎03(6630)2525

※3月15日(木)までの月～金曜日（2月12日(木)は除く）、午前8時30分～午後7時、3月10日(土)は午前9時～午後5時、または天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531。



国民年金保険料の「2年前納（口座振替）」のご利用を

国民年金保険料の平成30年4月の口座振替分で、割引額の大きい「2年前納」がご利用いただけます。

また、社会保険料控除については、2年前納分の全額を納めた年に控除する方法が、各年に控除する方法のいずれかを選択していただけます。

※29年4月より、クレジットカード納付についても新たに2年前納が可能になりました。なお、申込期限は2月末までです。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 天王寺年金事務所 ☎06(6772)7531



教育

放送大学4月入学生募集

同大学は、テレビなどの放送やインターネットを利用して授業をする通信制の大学です。

10～90歳代の幅広い世代、約9万人の学生が「大学を卒業したい」「学びを楽しみたい」などさまざまな目的で学んでいます。

心理学や福祉、経済、歴史、文学、自然科学、情報など約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。

また、全国に学習センターが設置されており、サークル活動などの学生同士の交流もあります。

現在、4月入学生を募集しています。募集要項などの資料を無料で送付しますので、詳しくはお問い合わせください。

願書受付期間 3月20日(木)まで
問い合わせ 同大学大阪学習センター ☎06(6773)6328

※同大学ホームページ [http://www.ouj.ac.jp/] から出願することもできます。



夜間の中学校で勉強しませんか（生徒募集）

さまざまな事情で義務教育を修了できなかった人のために、夜間学級を開いています。

15歳以上の人が入学でき、授業料は要りません。

外国籍の人も入学できます。また、高校進学のための中学校の卒業証書がもらえます。

問い合わせ 教育指導室（内線363、364）



講座・催し

おれんじパートナー交流会

認知症についての情報交換をしたり、不安や悩みを出し合い交流したりしませんか。

とき 2月28日(水)、午後1時30分～4時

ところ すばるホール3階会議室

対象者 認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

定員 20人（当日、直接会場へ）

※認知症の人が参加される場合は、事前にご連絡ください。

参加費 100円（お茶・お菓子代）

問い合わせ 井尻さん（おれんじパートナー事務局）☎090(3996)0071

ほんわかカフェ

日頃の世間話やレクリエーションを交えて認知症に対する理解を深め、つながりを広げるため、同カフェを開催します。

とき 3月1日(木)、午後1時30分～3時

ところ 東公民館

内容 認知症に関する講話、参加者同士による交流

対象者 市内在住で認知症の人やその家族、認知症に関心のある人

定員 30人程度（当日、直接会場へ）

参加費 100円

問い合わせ 市社会福祉協議会内第2圏域包括支援センター ☎(25)8205

市・府民税の申告期間は 2月16日～3月15日まで

平成30年度市・府民税の申告会場と受付期間などは、次のとおりです。

◆市役所地下902・903会議室

とき 2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)、午前9時～午後5時30分

※2月18日(日)、25日(日)に限り、日曜日でも申告を受け付けます。

◆金剛連絡所2階大ホール

とき 2月7日(水)～14日(火) (10日(土)～12日(日)は除く)、午前10時～午後4時
※受け付け開始直後の7日(水)、8日(木)は、大変混雑することが予想されますのでご注意ください。

なお、申告されていない場合、次のようなことがありますので、申告にご協力ください。

○市・府民税証明書の交付ができないことがあります。

○公的年金に係る所得のみの人などで、年金保険者への扶養親族等申告書の提出がなかった場合、または所得税の確定申告書を提出しなかった場合、控除される情報が得られないため、扶養・配偶者控除などの適用範囲でも控除が適用されないことがあります。

○後期高齢者医療保険制度などの保険料の軽減措置の適用を受けられないことがあります。

○課税課 (内線111、112)

問い合わせ 課税課 (内線111、112)



福祉

献血にご協力を

とき・ところ 2月17日(水)、午前10時～午後1時＝藤沢台小学校、午後2時30分～4時30分＝けあばる

対象者 18～69歳で体重が50kg以上の人 (65歳以上の人は60～64歳の間に献血経験がある人に限ります)

※ただし、男性は17歳から可能。その他の条件などは、お問い合わせください。

問い合わせ 市献血推進協議会 (☎25) 8261)

機能訓練教室「リハップ」 参加者募集

「リハップ」とは「リハビリ」と「アップ」を合わせた造語です。

総合福祉会館では、身体障がい者の機能訓練および機能向上を目的に同教室を開催し、自主的な機能訓練(理学療法)の場を提供していますので、ぜひご利用ください。※医療における機能訓練とは異なります。

とき 毎週月・水・金曜日(祝日は除く午前10時～正午) ※参加時間などは面談の上、決定します。

ところ 総合福祉会館

対象者 市内在住の65歳未満の人で、身体障がい者手帳を有し、自力または介助者と同伴で通うことができる人 (介護保険の認定を受けた人は除く)

参加費 無料

※申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ 総合福祉会館

第10回特別弔慰金の申請はお済みですか

戦没者等の死亡当時の遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、下表の順番による先順位の遺族一人に、特別弔慰金が支給されます。なお、支給を受けるには、4月2日(日)までに請求手続きが必要です。期限を過ぎると特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。請求手続きの方法など、詳しくはお問い合わせください。

対象者 戦没者等の死亡当時の遺族で次の要件に該当する人

順位	対象者および要件
1	平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2	戦没者等の子 ※戦没者等の死亡当時の胎児も含まれます。
3	戦没者等と生計関係を有していた戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹 ※戦没者等と生計関係を有していなかった人、基準日において婚姻により姓が変わっている人または遺族以外の人と養子縁組をしている人は除きます。
4	順位3以外の戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹
5	順位1から4以外の戦没者等の三親等内の親族 ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

※基準日以降に対象者が亡くなられた場合は、その相続人が申請できる場合があります。

支給内容 額面25万円(5年償還の記名国債)

問い合わせ 地域福祉課 (内線283)

保健医療

子育て

相談

暮らし

ゆとり

広告枠



税

税務署からのお知らせ

○富田林税務署の確定申告会場は「すばるホール」です

開設期間 2月16日(金)～3月15日(木)
(土・日曜日は除く)

申告書作成方法などの相談受け付け

午前9時～午後4時

※申告書などの受け付けおよび用紙の交付は、午前9時～午後5時です。

※会場の混雑状況により、早めに相談受け付けを終了する場合がありますのでご注意ください。

ところ すばるホール4階銀河の間

※会場は大変混雑しますので、ご自身で申告書を作成してご提出ください。

○e-Taxについて

e-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用すると、インターネット上で申告書の提出や納税ができます。 ※詳しくは、国税庁ホームページ〔<http://www.ntago.jp/>〕をご覧ください。

○タブレット端末、スマートフォンで申告書を作成することができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力することで税額などが自動計算され、計算誤りのない申告書を作成することができます。

作成した確定申告書は、印刷して所管の税務署に郵送などで提出してください。

またe-Tax（国税電子申告・納税システム）を利用して提出することもできます。

○申告書などを提出する場合には、個人番号（マイナンバー）の記載が必要です

税務署に申告書などを提出する場合には、個人番号（マイナンバー）を記載していただきます。

その際に、本人確認書類の提示または本人確認書類の写しを申告書などに添付する必要があります。

本人確認書類

・個人番号カード（マイナンバーカード）
・通知カードと運転免許証、健康保険証など

○年金所得者の所得税の確定申告手続きが簡素化されています

1年間の公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税について確定申告書の提出は不要です。ただし、この場合であっても所得税の還付を受けるために還付申告書を提出することはできません。

※所得税の確定申告が不要な場合もありますが、市・府民税の申告が必要となる場合があります（24ページ「市・府民税の申告期間は2月16日～3月15日まで」参照）。

○医療費控除を受けるには「医療費控除の明細書」の添付が必要です

平成29年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

※詳しくは国税庁ホームページ「平成29年分確定申告の医療費控除の提出書類の簡略化について」〔https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/pdf/iryoukoujyo_meisai.pdf〕をご覧ください。

○ふるさと納税ワンストップ特例制度をご存じですか

次の要件全てに該当する人は、確定申告をしなくてもふるさと納税の寄付金控除を受けることができます。

・給与所得のみの人などで、確定申告をする必要がない人

・その年のふるさと納税をする寄付先が5つ以内の人

※同特例制度の利用には、特例申請書を寄付先の自治体に提出する必要があります。

※同特例制度の適用を受ける場合は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税からの控除で税が軽減されます（ふるさと納税をした翌年の6月以降に支払う個人住民税が減額されます）。

問い合わせ 富田林税務署〔☎(24)3281〕

固定資産税（償却資産）の申告を

固定資産税は土地や家屋に課税されますが、それ以外で事業や営業のために所有している償却資産（構築物、機械や装置、車両や運搬具、工具、器具、備品など）も課税対象になります。

1月1日現在、市内に償却資産を所有している法人や個人事業主は申告してください（休・廃業されている場合も申告が必要です）。

なお、所有者には平成29年12月中に申告書類を郵送していますが、届いていない場合や事業開始などにより本市に初めて申告される場合はご連絡ください。

問い合わせ 課税課（内線114、115）

広告枠

※広告の問い合わせは、S T総合広告〔☎072(368)1227・FAX072(368)1228〕へ。